

特殊肥料生産業者（輸入業者）届出に必要な書類

1 「様式第 12 号 特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書」 2 部

2 現在事項証明書（法人の場合）又は住民票（個人又は任意団体等の代表者の場合）

※ 届出住所と生産（輸入）場所、保管場所の所在地が異なり、現在事項証明書又は住民票で所在地を確認できない場合は、それぞれの場所を証明する書類（固定資産税の明細書の写し等）を添付してください。

3 肥料成分分析結果（写し）

（1）「堆肥」、「動物の排せつ物」の場合

窒素全量、りん酸全量、加里全量、炭素／窒素比

銅全量（豚ふんを原料にする場合）

亜鉛全量（豚ふん、鶏ふんを原料にする場合）

石灰全量（石灰を原料にする場合）

水分含有量（上記含有量を乾物当たりで表示する場合）

その他、原料に含まれ得るその他の成分（任意表示）

（2）（1）以外の特殊肥料の場合

原料に含まれ得る主要な成分

（3）混合特殊肥料（堆肥又は動物の排せつ物を原料に含む場合）の場合

堆肥、動物の排せつ物を原料とする場合は、表示されている成分（炭素／窒素比を除く。）

その他、原料肥料に含まれ得るその他の成分（任意表示）

（4）（3）以外の混合特殊肥料

原料肥料に含まれ得る主要な成分

※ 分析手法は、肥料等試験法（独立行政法人農林水産省消費安全技術センター法）で行ってください。

4 生産工程の概要（造粒、成形及び圧ぺんする場合は、その加工法も記入）

※ 概要はフロー図で示してください。

※ 年間の原材料使用量や肥料生産予定量なども記入ください。

※ 簡単な施設・機械の配置図を記入してください。

5 原材料の入手先・入手経路（輸入業者の場合は肥料の入手先、入手経路を記入）

※ 入手先は法人（個人）名及び住所を記してください。

※ 特殊な腐熟促進材を使用する場合は、効果が確認できる資料を添付してください。

6 生産する事業場及び保管する施設の位置図

※ 市販の地図等をコピーしたものに書き込む形式で構いません。

※ 職員が立入検査を実施する際に必要になるものですので、公共施設からの位置がわかる地図をご用意ください。

7 輸入する場所（港）の所在地

8 その他資料

- (1) 生産施設を賃借して生産する場合
 - 生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書
 - 賃貸借契約書の写し
 - 賃借する工場の見取り図
- (2) 委託により生産する場合
 - 委託による肥料の生産に関する届出書
 - 委託生産契約書の写し
 - 委託生産する工場の見取り図
- (3) 肉骨粉等を原料とする場合
 - 「蒸製骨」、「肉かす」、「骨炭粉末」、「骨灰」、「にかわかす」、「堆肥」の 6 種類について、牛の部位を原料とする場合にあっては、牛のせき柱等が混合していないことを確認できる資料を添付する。
 - 製造基準適合確認書又は肥料原料供給管理票【農林水産大臣の確認】
 - 輸出国証明書（輸入の場合）

9 その他

返信用封筒及び切手

※ 受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 3 枚程度を返信します。

※ 生産を開始する 1 週間前までに届け出てください。

※ 相談は、随時、受け付けておりますので、電話・メール等でお問い合わせください。

※ 届出書類ができあがりましたら、確認のため、事前にメール又は FAX にて送付してください。

特殊肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出
に必要な書類

- 1 「様式第 13 号 特殊肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書」 2 部
 - 2 履歴事項証明書（法人の場合）又は住民票（個人又は任意団体等の代表者の場合）等
【住所・会社名・代表者氏名・生産事業場・保管場所等の変更の場合】
※ 個人又は任意団体等の代表者の場合、届出者が変更になると新たな生産業者届出が必要です。また、現在の届出は廃止となります。
※ 届出住所と生産事業場（輸入場所）、保管場所の所在地が異なり、履歴事項証明書又は住民票で所在地を確認できない場合は、それぞれの場所を証明する書類（固定資産税の明細書の写し等）を添付してください。
 - 3 生産する事業場の位置図
【生産事業場の変更の場合】
※ 市販の地図等をコピーしたもの書き込む形式で構いません。
※ 職員が立入検査を実施する際に必要になるものですので、公共施設からの位置がわかる地図をご用意ください。
※ 生産工程が変更される場合は、ご相談ください。
 - 4 保管する施設の位置図
【保管する施設の変更・追加の場合】
※ 市販の地図等をコピーしたもの書き込む形式で構いません。
 - 5 輸入する場所（港）の所在地
 - 6 その他
返信用封筒及び切手
※ 受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 2 枚程度を返信します。
- ※ 2～5 については、変更の内容により必要なもののみ添付してください。
※ 生産工程や原材料等を変更する際には、事前に相談してください。
※ 変更後 2 週間以内に届け出てください。

特殊肥料生産（輸入）事業廃止届出に必要な書類

1 「様式第 14 号 特殊肥料生産（輸入）事業廃止届出書」 2 部

2 返信用封筒及び切手

※ 受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 2 枚程度を返信します。

※ 事業廃止後 2 週間以内に届け出てください。